

安全衛生管理規程

株式会社ウェルクス

第1章	総則	2
第1条	(目的)	2
第2条	(適用範囲)	2
第2章	安全衛生管理体制	2
第3条	(安全衛生管理体制)	2
第4条	(衛生推進者の選任)	2
第5条	(衛生管理者の選任)	2
第6条	(産業医の選任)	3
第7条	(衛生推進者、衛生管理者の職務)	3
第8条	(産業医の職務)	3
第3章	衛生委員会	3
第9条	(衛生委員会)	3
第10条	(委員会の審議事項等)	3
第11条	(委員会の構成)	4
第12条	(委員会の開催)	4
第4章	健康診断	5
第13条	(健康診断)	5
第5章	安全衛生	5
第14条	(海外渡航時の予防接種)	5
第15条	(伝染病の予防措置)	5
第16条	(安全衛生上の就業禁止)	5
第17条	(長時間労働者に対する健康管理面談)	6
第18条	(遵守義務)	6
第19条	(危険・有害業務の就業)	7
第20条	(災害時の対応)	7
第21条	(施設管理)	7
第6章	ストレスチェック	7
第22条	(ストレスチェック)	7
第7章	教育	9
第23条	(安全衛生教育)	9
第24条	(教育の種類)	9
第8章	付則	9
第25条	(規程の改廃)	9
第26条	(施行日及び改定履歴)	9

第1章 総則

第1条 (目的)

本規程は、株式会社ウェルクス（以下、「会社」という。）が、安全衛生管理活動の充実を図り、災害の未然防止と健康・衛生の確保を行いながら円滑に職務遂行できることを目的とする。

2. 会社、及び社員はこの規程を遵守し、安全衛生管理体制の確立に積極的に努めなければならない。
3. 本規程、及びこれに付属する諸規程等に定めのない事項については、労働安全衛生法その他の法令の定めるところによる。

第2条 (適用範囲)

本規程は、会社と労働契約を締結した全ての者（以下、「社員」という。）に適用する。

第2章 安全衛生管理体制

第3条 (安全衛生管理体制)

会社は、安全衛生管理を遂行するため、法令に基づき事業場の規模別に以下の管理体制を設置する。

事業場の規模（常用労働者数）	安全衛生管理体制		
	衛生推進者	衛生管理者	産業医
10人以上50人未満	1名	—	—
50人以上200人以下	—	1名	1名
200人超500人以下	—	2名	1名
500人超1000人以下	—	3名	1名
1000人超	法令による		

第4条 (衛生推進者の選任)

会社は、衛生推進者を選任すべき事由が発生した日から14日以内に衛生推進者を選任しなければならない。

2. 会社は、前項の衛生推進者の氏名を作業場の見やすい箇所に提示する等により事業場の労働者に周知させなければならない。

第5条 (衛生管理者の選任)

会社は、衛生管理者を選任すべき事由が発生した日から14日以内に衛生管理者を選任しなければならない。また、会社は選任後、遅滞なく報告書を所轄労働基準監督署に提出しなければならない。

2. 会社は、衛生管理者が疾病、事故その他やむを得ない事由により職務を行うことができないときは、代理者を選任しなければならない。

第6条 (産業医の選任)

会社は、産業医を選任すべき事由が発生した日から14日以内に産業医を選任しなければならない。また、会社は選任後、遅滞なく報告書を所轄労働基準監督署に提出しなければならない。

第7条 (衛生推進者、衛生管理者の職務)

衛生推進者、衛生管理者は、事業所における安全衛生に関する業務の中で、衛生に関する事項を管理するため次の事項を行う。

- (1) 労働環境衛生に関する衛生上の改善
- (2) 健康診断の指導、記録
- (3) 作業所、設備、店舗等の衛生上の改善
- (4) 毎週1回以上の作業所等の巡視
- (5) 救急用具等の整備
- (6) 伝染病の予防に関する措置
- (7) その他、社員の事業場における安全衛生に関し必要と認められる事項

第8条 (産業医の職務)

産業医は、専門的立場から社員の健康管理等次の事項を行う。

- (1) 健康診断及び面接指導等の実施、及びその結果に基づく社員の健康を保持するための措置に関すること
 - (2) 作業環境の維持管理に関すること
 - (3) 社員の健康管理に関すること
 - (4) 健康相談、保健衛生教育その他社員の健康の保持増進を図るための措置に関すること
 - (5) 社員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること
 - (6) 毎月1回以上の作業所等の巡視
 - (7) その他、社員の健康管理等に関し必要と認められる事項
2. 産業医は社員の健康を確保するため必要があると認めるときは、会社に対し、社員の健康管理等について必要な勧告をする。また、社員の健康障害の防止に関して、衛生管理者に対する指導、助言をする。

第3章 衛生委員会

第9条 (衛生委員会)

衛生委員会（以下、「委員会」という）は、事業場における安全衛生活動の円滑な推進と充実を図ることを目的として、常時使用する労働者数が50人以上の事業場ごとに設置する。

第10条 (委員会の審議事項等)

委員会は、各事業場における次の事項について審議し、事業者に報告・建議する。

- (1) 社員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関する事項
- (2) 作業条件、作業環境、施設、設備等の安全・衛生上の改善に関する事項

- (3) 設備等の安全装置、保護具等危険防止設備の性能の定期点検及び職場の整理・整頓に関する事項
- (4) 労働災害の原因に関する調査・究明及び再発防止に関する事項
- (5) 安全衛生に関する規約の制定・改廃及び基準の設定に関する事項
- (6) 安全衛生教育・訓練の実施計画の策定に関する事項
- (7) 過重労働防止のための作業方法、労働時間の改善の方法等に関する事項
- (8) 健康診断（採用時、定期、その他）の実施に関する事項
- (9) メンタルヘルスに関する事項
- (10) 心身の健康相談、その他社員の健康保持に必要な事項
- (11) 救急設備・用具・薬等の点検・整備に関する事項
- (12) 防火設備・器具の点検・整備・配置等に関する事項
- (13) その他、社員の事業場における安全衛生に関する一切の事項

第11条 (委員会の構成)

委員会は、事業者が指名する委員長のほか、以下に定める委員をもって構成する。なお、委員長は、必要に応じて委員の中から副委員長を指名することができる。

- (1) 衛生管理者
 - (2) 産業医
 - (3) 安全及び衛生に関する経験者（任意）
2. 委員長のほか、委員の半数は事業者が指名し、残りの半数は労働者代表が推薦した者を事業者が指名する。
 3. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときにはその代理を務める。
 4. 委員に欠員が生じた場合には、新たに委員を補充する。

第12条 (委員会の開催)

委員会は原則として毎月1回開催するほか、委員長が必要と認めたときに臨時に開催する。

2. 前項のほか、委員長を除く委員の半数以上から開催の要求があったときには、委員長は臨時にこれを開催しなければならない。
3. 委員長は、委員会開催のために委員を招集し、かつ委員会において議長を務める。
4. 委員会は、委員長を含め、委員の過半数以上の出席をもって開催できるものとする。
5. 委員会の議事において議決を要する場合には、委員長を含め、出席委員の過半数の賛成をもって決議するものとし、賛否同数の場合は、委員長がこれを決するものとする。
6. 委員会は、委員会の開催の都度、遅滞なく、委員会における議事録を作成し、当該議事録を作業場の見やすい箇所に提示する等により事業場の労働者に周知させなければならない。
7. 委員は、委員会で知り得た事項のうち、社員の秘密に関する事項については他に漏らしてはならない。
8. 会社は、前項で定めた議事録を3年間保管する。

第4章 健康診断

第13条 (健康診断)

会社は次のいずれの要件も満たす社員に対し、会社の指定する医師による雇入時健康診断を雇い入れ時に1回、及び会社の指定する医師による定期健康診断を毎年1回実施することとする。ただし、医師による健康診断を受けた後、3ヶ月を経過しない社員が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、その項目についての健康診断は実施しないものとする。

- (1) 期間の定めのない労働契約をする者（契約期間が1年以上の者、契約更新により1年以上使用されることが予定されている者、1年以上引き続き使用されている者を含む）
 - (2) 1週間の所定労働時間、及び1ヶ月の所定労働日数が、正社員の4分の3以上である者
2. 前項の健康診断の他、深夜労働等の一定の特定業務（労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務）に従事する社員に対し、当該業務への配置替えの際、及び6ヶ月以内ごとに1回（胸部エックス線検査、及びかくたん検査は1年以内ごとに1回とし、省略する場合がある。）、会社の指定する医師による特定業務従事者向けの健康診断を実施することとする。
 3. 前各項の健康診断の他、社員に対し健康診断、又は会社の指定する医師への面談の受診を命じることがある。
 4. 前各項の健康診断の結果、異常の所見がある場合には、会社の指定する医師による再検査を受診し、その結果を会社に報告しなければならないものとする。
 5. 健康診断の受診、異常の所見がある場合の再検査を受診、及び各検査結果の会社への報告を社員の義務とする。再三の命令に反し正当な理由なく従わない場合は、本規則に定める遵守事項違反として懲戒処分に処する場合がある。
 6. 健康診断の結果、特に必要ある場合は就業を一定期間禁止し、又は職場を配置転換することがある。
 7. 前項の就業禁止期間は原則として無給とする。

第5章 安全衛生

第14条 (海外渡航時の予防接種)

社員は、業務上海外へ渡航する際、滞在予定地と滞在期間を考慮し、医師に相談のうえ必要な予防接種を受けなければならない。

2. 前項の予防接種にかかる費用は、原則として会社が負担する。

第15条 (伝染病の予防措置)

会社は、会社内において伝染病、又はその疑いのある患者が出た場合、速やかに医師の診断をさせるとともに医師の指示に従い、必要な予防措置を講ずる。

第16条 (安全衛生上の就業禁止)

健康診断の結果又はそれ以外の事由により社員が業務に耐えうる健康状態でないと認めた場合は、就業の禁止又は制限をするほか、職務の変更を命じることがある。

2. 他人に伝染するおそれのある疾病にかかっている者、又は疾病のため他人に害をおよぼすおそれのある者、その他会社が就業不相当と認めた者（以下、「就業禁止者」という。）は、就業を禁止する。
3. 社員は、社員本人、同居の家族、又は同居人がインフルエンザ等他人に伝染するおそれのある疾病に感染した場合、その疑いのある場合、又は住居付近において伝染性の疾病が発生した場合には、直ちに所属部門長に届出て、必要な指示を受けなければならない。インフルエンザ等に本人、及び同居の家族、又は同居人が感染した場合は就業を禁止することがある。
4. 前項により就業禁止者となった場合、復帰に際しては、感染した本人、及び同居家族全員の回復（インフルエンザ等の保菌がないこと）が確認できる診断書などの提出を求めることがあり、社員はこれを拒否することはできない。
5. 前項の診断書の交付に要する費用は、原則会社が負担する。
6. 就業禁止期間中は、原則として無給とする。ただし、本人からの申出により年次有給休暇を使用することを認める場合がある。

第17条 （長時間労働者に対する健康管理面談）

会社は週 40 時間を超える労働（時間外労働及び休日労働。以下同じ。）が 1 ヶ月あたり 100 時間を超える社員から、疲労の蓄積について健康上の不安等の申出を受けた場合には、当該社員に対し医師による面接指導を受けさせるものとする。ただし、1 ヶ月以内に面接指導を受けた労働者等で、面接指導を受ける必要がないと医師が認めた場合を除く。

2. 前項の場合、会社は面接指導を実施した社員の健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聴くとともに、必要があると認められるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講じるほか、医師の意見の衛生委員会等への報告、その他の適切な措置を講じるものとする。
3. 会社は週 40 時間を超える労働が 1 ヶ月あたり 80 時間を超え 100 時間以下の社員から、疲労の蓄積について健康上の不安等の申出を受けた場合には、当該社員に対し面接指導を行うよう努めるものとする。ただし、1 ヶ月以内に面接指導を受けた労働者等で、面接指導を受ける必要がないと会社が認めた場合を除く。
4. 会社は前項の面接指導を実施した社員の健康を保持するために必要な措置について、必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講じるほか、その他の適切な措置を講じるよう努めるものとする。
5. 本条に定める第 1 項、第 3 項に定める申し出は所定の様式により社員本人が行うものとする。

第18条 （遵守義務）

社員は、会社及び衛生推進者、衛生管理者、産業医等の指示に従い、安全衛生の確保に協力するとともに、所属部門長・同僚と協力して改善を図らなければならない。

2. 社員は安全衛生の確保のため、次の各号の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 会社又は衛生推進者、衛生管理者の指示及び策定した計画にしたがうこと
 - (2) 機械装置、施設、車両はそれぞれの担当者以外が取扱わないこと
 - (3) 機械、車両等を運転する場合には、第三者の生命や財産等に損害を与えないよう細心の注意を払うこと
 - (4) 常に職場を整理整頓し、避難口、消火設備のある箇所に物品を置かないこと
 - (5) 火気の取扱いに注意し、喫煙は所定の場所ですること
 - (6) 通勤は公共交通機関を利用することとし、その経路を会社に届け合理的な理由がない限り変更しないこと
 - (7) 社員は、安全の確保と保健衛生のために必要に応じて会社に進言し、その向上に努めること
 - (8) その他作業に関する注意事項を守り、災害予防に留意すること
3. 従業員は保健衛生のため、次の各号の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 会社又は衛生推進者、衛生管理者の指示及び策定した計画にしたがうこと
 - (2) 自らの健康保持を図ること
 - (3) 常に職場を清潔にすること
 - (4) 廃棄物、汚物は定められた場所に捨てること
 - (5) 衛生上注意が必要な作業を行う場合には、必ず所定の用具を身につけること
 - (6) 保健衛生の保持のため、必要な設備を会社の許可なく除去しないこと
 - (7) その他、社内の保健衛生の保持に有害な行為をしないこと

第19条 (危険・有害業務の就業)

会社は、満 18 才未満の者、女性社員及び経験や必要な技能のない社員には、危険な業務や衛生上有害な業務に就かせない。

第20条 (災害時の対応)

火災その他非常災害の発生を発見し、あるいはその危険があることを知ったときは、臨機の処置をとるとともに、直ちにその旨を担当者、その他居合わせたものに連絡し、その被害を最小限に食い止めるよう努めなければならない。

第21条 (施設管理)

社員は、勤務時間終了後あるいは会社の休日に、許可なく会社施設にとどまること、もしくは侵入してはならない。

第6章 ストレスチェック

第22条 (ストレスチェック)

会社は、常時使用する労働者数が 50 人以上の事業場に勤務する社員に対し、医師、又は保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（以下、「ストレスチェ

ック」という。)を毎年1回実施することとする。ただし、以下の要件に該当する社員は対象外とする。

- (1) 期間の定めのある労働契約を締結している社員（契約期間が1年以上の者、契約更新により1年以上使用されることが予定されている者、1年以上引き続き使用されている者を除く）
 - (2) 1週間の所定労働時間、及び1ヶ月の所定労働日数が、正社員の4分の3未満である者
2. ストレスチェックを実施する者（以下、「ストレスチェック実施者」という。）は、次の資格を有する者の中から会社が指定する。
- (1) 医師
 - (2) 保健師
 - (3) 厚生労働大臣が定める研修を修了した看護師、もしくは精神保健福祉士
3. ストレスチェック実施者の他、ストレスチェック実施者の実施事務の補助として、社員の中からストレスチェック実施事務従事者（以下、「ストレスチェック実施事務従事者」という。）を指定する。ストレスチェック実施事務従事者は、ストレスチェック実施の日程調整、連絡、調査票の配布、回収、データ入力等の各種事務処理を担当する。ただし、ストレスチェック実施事務従事者は、社員の人事労務に関する権限を有する者は指定してはならない。
4. 会社はストレスチェックの実施にあたり、衛生委員会において、次に定める項目を審議し決定する。
- (1) ストレスチェック制度の目的に係る周知方法
 - (2) ストレスチェック制度の実施体制
 - (3) ストレスチェック制度の実施方法
 - (4) ストレスチェック結果に基づく集団ごとの集計・分析の方法
 - (5) ストレスチェックの受検の有無の情報の取扱い方法
 - (6) ストレスチェック結果の記録の保存方法
 - (7) ストレスチェック、面接指導、及び集団ごとの集計・分析の結果の利用目的、及び利用方法
 - (8) ストレスチェック、面接指導における集団ごとの集計・分析に関する情報の開示方法。及び、訂正、追加、及び削除の方法
 - (9) ストレスチェック、面接指導における集団ごとの集計・分析に関する情報の取扱いに関する苦情の処理方法
 - (10) 労働者がストレスチェックを受けないことを選択できること周知方法
 - (11) 労働者に対する不利益な取扱いの防止に対する周知方法
5. ストレスチェックの受検は強制とはしないが、自身の心理的な負担の程度を把握するためにも受検することを社員の努力義務とする。

第7章 教育

第23条 (安全衛生教育)

会社は、社員に対し、雇入れの際及び配置換え等により作業内容を変更した際に、その従事する業務に必要な安全衛生教育を行なう。社員は、会社が行う安全衛生教育に積極的に参加しなければならない。

第24条 (教育の種類)

安全衛生教育は、次の各号により行う。

- (1) 新入社員教育
- (2) 一般社員・管理職教育
- (3) その他会社が必要と認める教育

第8章 付則

第25条 (規程の改廃)

本規程の改廃は、規程等管理規程によるものとする。

第26条 (施行日及び改定履歴)

- (1) 本規程は、平成30年10月1日より改訂、施行する。